

別表第八（第六十一条関係）

評価書案等の提出時期

対象事業の種類	提出時期
<p>一 道路の新設又は改築</p> <p>二 河川法第三条第一項に規定する河川に関するダム、湖沼水位調節施設若しくは放水路の新築又は堰の新築若しくは改築</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく公告</p> <p>(二) 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第五条第一項又は第三項の規定に基づく整備計画の決定又は変更</p> <p>(三) 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項又は第六項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(四) 道路法第十八条第一項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更</p> <p>(五) 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定に基づく許可若しくは第四十七条第一項の規定に基づく免許の申請、同法第四十三条第一項の規定に基づく許可の申請、同法第十五条第一項(同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)(又は第六十六条第一項の規定に基づく認可の申請、同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)(又は第六十六条第一項の規定に基づく認可の申請、同法第九條第一項(同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく認可の申請又は同法第三十六条第一項の規定に基づく届出</p> <p>(七) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項又は第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)(の規定に基づく許可の申請</p> <p>(八) 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八条第一項若しくは第七十九条第二項の規定に基づく協議</p> <p>(九) 東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)第十二条第一項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(十) 東京における自然の保護と回復に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十六号)第二十二條第三項、第二十四条、第四十七條第一項若しくは七条第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第三十二條第一項若しくは第四十七條第五項(同条例第四十八條第三項の規定により準用する場合を含む。)(の規定に基づく協議</p> <p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく公告</p> <p>(二) 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第一項の規定に基づく基本計画の作成</p> <p>(三) 河川法第二十六条第一項若しくは第五十五条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九十五条の規定に基づく協議</p> <p>(四) 東京における自然の保護と回復に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十六号)第二十二條第三項、第二十四条、第四十七條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第三十二條第一項若しくは第四十七條第五項(同条例第四十八條第三項の規定により準用する場合を含む。)(の規定に基づく協議</p>

<p>三 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 全国新幹線鉄道整備法第九条第一項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(三) 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項又は第十二条第一項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(四) 軌道法第五条第一項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(五) 東京における自然の保護と回復に関する条例第二十二條第三項、第二十四條、第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第三十二條第一項若しくは第四十七條第五項(同条例第四十八條第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>四 飛行場の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八條第一項若しくは第四十三條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第五十五條の二第三項において準用する第三十八條第三項の規定に基づく告示</p> <p>(三) 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令第十九條の規定に基づく告示</p> <p>(四) 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八條第一項若しくは第七十九條第二項の規定に基づく協議</p> <p>(五) 東京における自然の保護と回復に関する条例第二十二條第三項、第二十四條、第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第三十二條第一項若しくは第四十七條第五項(同条例第四十八條第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>五 発電所又は送電線路の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七條第一項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(二) 森林法第十条の二第一項又は第三十四條第二項(同法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の申請</p> <p>(三) 自然公園法第二十条第三項又は第二十一条第三項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(四) 東京都自然公園条例第十二條第一項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(五) 東京における自然の保護と回復に関する条例第二十二條第三項、第二十四條、第四十七條第一項、第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請</p>
<p>六 ガス製造所の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前</p> <p>(一) ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第四条第一項の規定に基づく登録の申請、同法第七条第二項の規定に基づく変更登録の申請、同法第三十六條第一項若しくは第四十條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第四十一條第一項、第七十二條第一項若しくは第七項若しくは第八十六條第一項若しくは第三項の規定に基づく届出</p> <p>(二) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七條第一項、第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請</p>

<p>七 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 石油パイプライン事業法第五条第一項又は第八条第一項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(二) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十一条第一項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(三) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七条第五項(同条例第四十八条第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>八 工場の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(二) 建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知</p> <p>(三) 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第一項又は第八条第一項の規定に基づく届出</p> <p>(四) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(五) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請</p>
<p>九 終末処理場の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 下水道法第四条第二項(同法第六項において準用する場合を含む。)又は第二十五条の二十三第二項(同法第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議の申入れ</p> <p>(三) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第五項(同条例第四十八条第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>十 廃棄物処理施設の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九条第三項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)、第九条の三第一項若しくは第八項の規定に基づく届出</p> <p>(三) 森林法第十条の二第二項又は第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の申請</p> <p>(四) 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八条第一項若しくは第七十九条第二項の規定に基づく協議</p> <p>(五) 東京都自然公園条例第十二条第一項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(六) 東京における自然の保護と回復に関する条例第二十二條第三項、第二十四条、第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第三十二條第一項若しくは第四十七條第五項(同条例第四十八條第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>

<p>十一 埋立て又は干拓</p>	<p>公有水面埋立法第二条第一項の規定に基づく免許の出願又は同法第四十二条第一項の規定に基づく承認の申請の前</p>
<p>十二 ふ頭の設置</p>	<p>公有水面埋立法第二条第一項の規定に基づく免許の出願又は同法第四十二条第一項の規定に基づく承認の申請の前</p>
<p>十三 住宅団地の設置</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく公告又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく許可の申請 (二) 建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第二項の規定に基づく確認の申請、同法第十八条第二項の規定に基づく通知、同法第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第八十六条第二項若しくは第二項若しくは第八十六条の二第二項の規定に基づく認定の申請 (三) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第五百五条第一項の規定に基づく許可の申請 (四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十八条第一項の規定に基づく許可の申請 (五) 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第五条第一項の規定に基づく協議 (六) 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八十八条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第十一条の規定に基づく協議 (七) 都市再開発法第七条の九第一項の規定に基づく認可の申請 (八) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七条第五項(同条例第四十八条第三項の規定により準用する場合を含む。)(の規定に基づく協議</p>
<p>十四 高層建築物の設置</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく公告又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく許可の申請 (二) 建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第二項の規定に基づく確認の申請、同法第十八条第二項の規定に基づく通知、同法第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第八十六条の二第二項の規定に基づく認定の申請 (三) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第五百五条第一項の規定に基づく許可の申請 (四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく許可の申請 (五) 都市再開発法第七条の九第一項の規定に基づく認可の申請 (六) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七条第五項(同条例第四十八条第三項の規定により準用する場合を含む。)(の規定に基づく協議</p>
<p>十五 自動車駐車場の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく公告又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく許可の申請</p>

	<p>(二) 建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知</p> <p>(三) 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十二条の規定に基づく届出</p> <p>(四) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八十九条又は第九十条の規定に基づく届出</p> <p>(五) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七、四十八、四十九条第三項の規定により準用する場合を含む。()の規定に基づく協議</p>
<p>十六 卸売市場の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七、四十八、四十九条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七、四十八、四十九条第三項の規定により準用する場合を含む。()の規定に基づく協議</p>
<p>十七 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七、四十八、四十九条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七、四十八、四十九条第三項の規定により準用する場合を含む。()の規定に基づく協議</p>
<p>十八 土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 土地区画整理法第四条第一項又は第十四条第一項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(三) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七、四十八、四十九条第三項の規定により準用する場合を含む。()の規定に基づく協議</p>
<p>十九 新住宅市街地開発法第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七、四十八、四十九条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七、四十八、四十九条第三項の規定により準用する場合を含む。()の規定に基づく協議</p>
<p>二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に</p>	<p>次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告</p> <p>(二) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七、四十八、四十九条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七、四十八、四十九条第三項の規定により準用する場合を含む。()の規定に基づく協議</p>

<p>規定する工業団地造成事業</p>	<p>づく許可の申請又は同条例第四十七条第五項(同条例第四十八条第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>二十一 都市再開発法第二条第一号に規定する市街地再開発事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告 (二) 都市再開発法第七条の九第一項の規定に基づく認可の申請 (三) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七条第五項(同条例第四十八条第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>二十二 新都市基盤整備法第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 (一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告 (二) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七条第五項(同条例第四十八条第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>二十三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第四号に規定する住宅街区整備事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告 (二) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十三条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく認可の申請 (三) 東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第四十七条第五項(同条例第四十八条第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>二十四 都市計画法第四条第十一項に規定する第二種特定工作物の設置又は変更</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (一) 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく許可の申請 (二) 宅地造成等規制法第八条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第十一条の規定に基づく協議 (三) 森林法第十条の二第二項又は第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の申請 (四) 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項若しくは第八条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第十条第二項の規定に基づく協議 (五) 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八条第一項若しくは第七十九条第二項の規定に基づく協議 (六) 河川法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九十五条の規定に基づく協議 (七) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の二第一項の規定に基づく許可の申請</p>

	<p>(八) 東京都自然公園条例第十二条第一項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(九) 東京都における自然の保護と回復に関する条例第二十二條第三項、第二十四條、第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第三十二條第一項若しくは第四十七條第五項(同条例第四十八條第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>二十五 建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成(一の項から二十四の項までに掲げるものに係る土地の造成を除く。)</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 都市計画法第二十九條第一項又は第二項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(二) 宅地造成等規制法第八條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第十一條の規定に基づく協議</p> <p>(三) 森林法第十條の第二項又は第三十四條第二項(同法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の申請</p> <p>(四) 自然公園法第二十二條第三項若しくは第二十一條第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八條第一項若しくは第七十九條第二項の規定に基づく協議</p> <p>(五) 農業振興地域の整備に関する法律第十五條の第二項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(六) 東京都自然公園条例第十二條第一項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(七) 東京都における自然の保護と回復に関する条例第二十二條第三項、第二十四條、第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第三十二條第一項若しくは第四十七條第五項(同条例第四十八條第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>
<p>二十六 土石の採取又は鉱物の掘採</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(一) 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六條の規定に基づく認可の申請</p> <p>(二) 採石法第三十三條の規定に基づく認可の申請</p> <p>(三) 鉱業法第六十三條第二項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(四) 森林法第十條の第二項又は第三十四條第二項(同法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の申請</p> <p>(五) 自然公園法第二十二條第三項若しくは第二十一條第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八條第一項若しくは第七十九條第二項の規定に基づく協議</p> <p>(六) 河川法第二十五條、第二十七條第一項若しくは第五十五條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九十五條の規定に基づく協議</p> <p>(七) 東京都自然公園条例第十二條第一項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(八) 東京都における自然の保護と回復に関する条例第二十二條第三項、第二十四條、第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請又は同条例第三十二條第一項若しくは第四十七條第五項(同条例第四十八條第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく協議</p>